

別表第3 役員退任慰労金等支給基準

平成25年4月22日理事会決定

業務施行規則第14条第2項に規定する退任役員の慰労金は以下の基準による。

退任する役職	慰労金	記念品	摘要
会長	100,000円	30,000円相当	予算の制約から減額することがある
副会長	50,000円	20,000円相当	
理事（2期以上）	10,000円	10,000円相当	
理事（1期）	0円	10,000円相当	
監事（2期以上）	10,000円	10,000円相当	
監事（1期）	0円	10,000円相当	